

子ども・子育て会議（第22回）、
子ども・子育て会議基準検討部会（第26回）合同会議
議 事 次 第

日 時：平成27年2月5日（木）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）公定価格について

（2）その他

3. 閉 会

【配布資料】

資料1-1 平成27年度における施設型給付等の公定価格について

資料1-2 公定価格単価表（案）

資料2 「子育て支援員」研修について

参考資料1 公定価格の骨格について

参考資料2 委員提出資料

○無藤会長 それでは、定刻になりましたので、「第22回子ども・子育て会議、第26回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を開始いたします。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。

本日の委員の御出欠につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

○長田参事官 おはようございます。委員の出欠について御報告申し上げます。

秋田委員、内田委員、小室委員、佐藤博樹委員、鈴木委員、渡邊委員におかれましては本日所用により御欠席でございます。

また、尾崎委員、佐藤秀樹委員、高尾委員、古渡委員におかれましては、本日所用により御欠席でございますが、代理といたしましてそれぞれ高知県地域福祉部長の井奥様、全国保育協議会副会長の小島様、日本経済団体連合会経済政策本部長の藤原様、全国認定こども園協会会長の若盛様に御出席をいただいております。

以上でございます。本日32名中22名の委員に御出席をいただき、定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

なお、資料につきましては議事次第に記載のとおりです。資料1から参考資料までお配りしておりますので、漏れなどあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の予定ですけれども、最初に前回時間の関係で説明をいただけなかった最後の議事、子育て支援員につきまして事務局から御説明をお聞きしたいと存じます。その後、引き続き本日の議題ですが、「公定価格」について事務局から説明を受け、御意見、または御質問などをお受けしたいと存じます。

なお、毎回、挙手いただいた方全員に意見を頂戴してございますけれども、御発言につきましては議事の進行上、できる限り簡潔にということでもよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○竹林少子化対策企画室長 少子化対策企画室長の竹林でございます。子育て支援員について御説明をさせていただきます。

本日、担当の古川総務課長が国会の要務のためやむを得ず欠席となりましたので、代わって私のほうから御説明させていただきます。

資料の順番が前後して恐縮ですが、資料1-1の次に資料2というものがございます。前回もお配りした「「子育て支援員」研修について」という資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、最初の1ページ目、「趣旨」の部分でございますけれども、子ども・子育て支援新制度におきましては小規模保育、家庭的保育のような地域型保育事業に分類されるもの、あるいはファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブなどの拠点事業のようないわゆる13事業、あるいは家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護といった事業がございますけれども、これらの事業につきましては必ずしも資格や免許を持った方だけではなくて、地域の実情やニーズに応じて支援の担い手となる人材を確保すること

が必要となっております。このため、こうした仕事に関心を持ち、従事を希望する方に対して、必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、担い手の養成を図るとというのが趣旨でございます。

もう少し具体的なこととして、次に「「子育て支援員」とは」とありまして、その下に緑字で「研修受講から認定までの流れ」と書いてございます。実施主体は都道府県、市町村等ということで、「等」と書いておりますのは委託で実施したり、あるいは指定という形で実施するということも可能としております。こういう実施主体のもとで各事業に共通する「基本研修」、それと各事業の特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」、この2本立てにより構成されている研修プログラムでございまして、研修を修了した方に対して修了証書の発行をし、その上で「子育て支援員」としての認定を研修の実施主体が行うという仕組みでございます。この認定の効果につきましては、全国で通用するというようにしております。

2 ページ目になります。研修の体系をポンチ絵で整理をしております。各事業に共通の基本研修といたしまして8科目、8時間の研修内容を想定し、その上に専門研修ということで、こちらのほうは事業内容に応じまして科目数も時間数も、あるいは科目の内容もそれぞれ異なる仕組みとしております。検討会のほうで有識者から議論をいただきましてこのように取りまとめております。

また、地域保育コースにつきましてはその中にさらに共通科目として12科目、15～15.5時間の内容と、それぞれの事業ごとの専門研修というものに分かれております。

それで、一番下に注で書いてございますけれども、この事業名に赤枠で書いているものは法令上、研修を受けたことが従事要件となる事業、そして青枠のものは法令上の従事要件にはなっていないけれども、研修の受講が推奨される事業でございます。この従事要件となる事業につきましては、現行の研修制度等との間で適切な経過措置を設け、事業の実施に支障がないように運用してまいりたいと思っております。

続きまして、3 ページ以降に研修の具体的な時間数でありますとか、整理をしております。もう細かくは申しませんが、1つは例えば地域保育コースのところでご覧いただきたいのですが、一番右の欄に「現行」と書いてございまして、家庭的保育者の基礎研修、現行では21時間～22時間プラス2日以上となっておりますが、これがこの子育て研修の地域型保育の部分ではその左にございますけれども、26科目、29時間～30時間プラス2日以上となっております。

また、ファミリー・サポート・センターにつきましても現行では24時間なのに対しまして、子育て支援員の研修体系では総時間数29.5時間～30時間となっております。いずれも研修内容の充実を図っているということがおわかりいただけるかと思えます。

4 ページ、5 ページにはそれぞれの研修内容のもう少し詳しい内容とその時間数が書いてございますが、今日はお時間の都合もございまして一々御説明は申し上げます。

それから、その後の6 ページ、7 ページですが、基本研修を例にもう少し個別の研修内

容やその目的について整理をしたページでございます。

この資料ではこの基本研修の部分しか書いてございませんけれども、8ページ、最後のページをお開きいただきますと一番下に書いてありますように、各専門研修の内容や目的についても同様に検討会で整理をいただきまして厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、ぜひ御参照いただければと思います。

今後、3月上旬に予定しております都道府県説明会に向けて、より詳細な内容を検討いたしまして各自治体に向けてお示ししたいと予定しております。

私からの説明は以上でございます。

○朝川保育課長 引き続きまして保育課長でございますが、公定価格について資料の御説明をさせていただければと思います。

資料1-1をまずご覧いただければと思います。1ページ目でございますが、まず1つ目の○でおかげさまをもちまして平成27年度予算案におきましては新制度について0.5兆円程度の財源の確保ができ、これについては量の拡充と0.7兆円の範囲で実施する事項として予定していました質の改善事項、全てを実施する。そういうものとして所要額を措置されたということでございます。

2つ目の○でございますけれども、27年度における施設型給付等の公定価格の単価につきましては、以下の①②の2点を除きまして加算の項目も含めて公定価格の仮単価と同内容となるということになります。

変更点につきましては、前回も御説明をした内容でございますけれども、①としまして「公定価格に係る調整課題に対する対応の反映」ということで4点、1つは「現行の幼保連携型の認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費の経過措置」、2つ目が「大規模園の実態を踏まえた加配加算の見直し」、3つ目が「小規模保育B型の保育士以外の職員の人件費単価の改善」、4点目が「事業所内保育事業に対する減価償却費加算」をつけるということでございます。

もう一つ、②が今年度の人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容の反映ということで、26年度の給与改定を保育士について今年度まず反映をしているわけですが、2%相当になりますけれども、これを来年度の単価に反映するというのが1つで、もう一つは地域区分が見直されますので、その関係の見直しでございます。

下から2つ目でございますけれども、特例給付、これは秋にこの場で御説明をさせていただきましたが、例えば地域に幼稚園がない場合の保育所への1号のお子さんの入所であるとか、逆のパターンであるとか、そういった場合の給付でございますけれども、これについては10月24日の子ども・子育て会議においてもお示しをした整理に基づいて単価を設定するというところでございます。

一番下の○は、公立の施設につきましては一般財源化されております関係で、その施設型給付等に係る通常要する費用の額は国の公定価格の基準、地域の実情などを踏まえて施設の設置主体である市町村等が定めるということでございます。

一番下に注書きがございますけれども、1号のお子さんに係る施設型給付等の額につきましては、法律上、国庫負担対象部分と地方単独費用部分と分かれて2階建てになっているわけですが、単価表の額はその2階部分である地方単独費用部分も含め、特定教育・保育に通常要する費用の額として標準価格を示しているということでございます。

2ページ目でございますが、27年度の公定価格の単価につきましては予算編成を受けまして、別途お配りをしてあります一番分厚い資料1-2の資料です。この単価表がその単価そのものになるわけですが、地方自治体、事業者等、関係者の参考に資するようにこの資料1-1の3ページ以降の資料をつけさせていただいて、どういうふうに質改善が行われたのかなど、比較可能な形でお示しをしております。

その際、前提条件を置いてございます。2ページ目の真ん中辺りですが、地域区分としてはその他地域を使って、定員区分についてはサービスの種類ごとに、幼稚園であれば180人、保育所であれば90人、認定こども園であれば180人といったような形の前提を置いて計算をしたものでございます。

3ページ以降、それぞれ簡単に見ていただきますと、まず表の見方でございますけれども、一番左に「金額A」と書いてあるところがいわゆる質改善前の金額ということになります。その1つ右の欄に「金額B」と書いてございますけれども、こちらが今回お示しをする公定価格の単価ということになります。さらに一番右の欄に「参考」としまして、春にお示しをしております仮単価、質改善後の仮単価です。こちらについても比較可能な形で掲載をさせていただいています。したがって、AとBの比較、あるいはBと一番右の欄の仮単価の比較、そんな感じでご覧いただければと思います。

「幼稚園」につきましては、180人の規模で計算するところなるということで、まず基本分単価のところ、「備考」の欄を見ていただきますと、赤字で書いておりますのがいわゆる質の改善事項に何が盛り込まれているかを示しております。基本分単価については、事務負担への対応を組み込むということで、Aと比べて、あるいはその右の仮単価と比べて高くなっている。仮単価と比べて高くなっている要因は、人事院勧告の改定に伴う要素が入っている影響でございます。

同様に、下のほうを見ていただいて、処遇改善であれば質改善の3%の改善、加算部分1であれば3歳児の配置の改善、20:1から15:1に加算で対応するという内容です。加算部分2であれば、療育支援加算などの加算を追加しているということでございます。

それで、一番下の合計欄を見ていただきますと、27年度単価、Bの欄のところは約8,900万円ということですが、質改善前の約8,000万円と比べると、備考欄ですが、増加額930万円程度の増加になっているということでございます。

1枚おめくりいただいて「保育所」でございますけれども、保育所は平均的な規模90人で計算したものを掲載させていただいております。表の見方は同じでございますが、基本分単価のところ改善されているのは11時間開所に対応した職員配置の改善などござい

ます。処遇改善加算部分、基本的に幼稚園と同様のものが入って合計欄、27年度単価は約9,000万円の収入、質改善前の約8,000万円と比べて増加額975万円ということでございます。

5 ページ目は「認定こども園」ですが、これも幼稚園、保育所、それぞれの要素を加味した質の改善事項が挙がっておりまして、一番下の合計欄を見ていただきますと「金額B」のところ、27年度単価でいきますと1億3,000万円くらいの収入、質改善前の1億1,600万円のものとは比べますと増加額は1,500万円程度ということでございます。

次に、6 ページ目の「家庭的保育事業」です。こちらは保育所と基本的に同内容の質改善が入っておりまして、合計欄として27年度単価は約1,200万円ということでございます。

次の7 ページ目、「小規模保育事業」につきましてはA型、B型、C型と分かれておりますのでそれぞれ3段書きにしておりますけれども、質の改善事項としては基本的に保育所と同様のものが挙がっておりまして、合計の欄、それぞれの数字、A型であれば約3,200万円という数字でございます。

8 ページ目は「事業所内保育事業」でございますけれども、これも質の改善事項は基本的には保育所と同様でございます。合計欄、27年度単価で2,600万円程度ということでございます。

最後の「居宅訪問型保育事業」につきましても同様でございます。27年度単価は、約500万円ということでございます。

それで、資料1-2の分厚いほうの資料が単価表でございます。この内容は一つ一つは御説明できませんが、見方だけ簡単に触れさせていただきますと、1枚おめくりいただいて目次があります。その次に、まず「幼稚園」という区分の単価表がきますけれども、この箱の四角の中、あるいは注書きのところに、先ほど概要の資料で御説明した2階建ての説明が書いてございます。

それで、2 ページ以降にそれぞれ単価表がありますが、ここは表形式になっていて、例えば処遇改善加算というのが書いてあったり、地域区分が「20/100地域」と書いてあったりするわけですが、これらの加算はどういう中身なのかといったこと、あるいはその地域区分はどういうふうになっているのか。それを解説したものを参考資料1として、これは春にも同様の資料をお示ししておりますので、委員の先生方はもうおなじみだと思いますが、初めて見られる方もいらっしゃると思います。参考資料1に、どういう加算の内容なのかとか、あるいは参考資料1の51ページ、52ページといったところに、地域区分についても前回考え方については御説明しておりますけれども、それをおつけしているということでございます。

それから、傍聴の方は抜粋版しか配っておりませんので傍聴の方は25ページですけれども、メインテーブルの委員の先生方のところは130ページで、公立の施設については先ほど概要版で御説明しましたとおり、市町村等が単価を定めるということでございます。

最後に「特例給付」について、これも概要版では10月の子ども・子育て会議で示した内容ですと書いてございますが、メインテーブルの方にお配りされているものと187ペー

ジからです。傍聴の方は35ページからです。それぞれ、例えば一番上にある「特別利用保育」のところを見ていただきますと、これは1号のお子さんが保育所を利用する場合ですが、この場合は基本は2号の単価、そこから副食費相当を控除した額というような形で単価をお示ししているということでございます。説明は、以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、ただいまの公定価格につきましての御意見、御質問を以下、頂戴していきたいと存じます。

最初に、清原委員が早目に御退室ということなので、よろしくお願いたします。

○清原委員 おはようございます。ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。公務の都合で勝手ではございますが、最初に発言をさせていただきます。2点について発言をいたします。

1点目は、公定価格についてです。本日、公定価格の仮単価提示後の調整課題について再調整がなされまして、正式に詳細な質の改善を含む公定価格が示されたことに対しまして、事務局の皆様をはじめとする関係各位の皆様の御努力に心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

この間、この子ども・子育て会議は、全体として各委員、そして各団体の立場を尊重しつつ、何よりも子どもの最善の利益の実現を目指して同じ思いを共有し、財源確保をはじめとして一致団結して取り組んでまいりました。この2年間、子ども・子育て会議に課せられた課題は大変多かったと思います。その中で、本日の公定価格の決定は実質的に最重要事項の最後の審議課題になると思われます。改めまして無藤会長、そして大日向部会長代理にはお取りまとめに本当に御尽力いただきましたこと、感謝を申し上げます。私としては、この公定価格で新しい制度のスタートがなされる上で、基礎自治体としてしっかりと責任を果たしていきたいと思っております。

2点目に、その他「子育て支援員への対応」を含めて、新制度の実質的な最前線の実施主体であります自治体の取り組み状況について申し上げます。例えば、三鷹市の場合、先週1月末に保育園等の内定通知を発送いたしました。したがって、今週は月曜日から認可保育園に内定できなかった保護者が窓口で大勢来訪されています。また、電話でのお問い合わせもひっきりなしの状態でございます。個別の相談に応じている状況です。全国の自治体がそのような状況であるかと思われます。

入所を希望される保護者全ての御希望にお応えしたいところですが、いわゆる待機児童がある地域においては現実的には入所希望が定員拡充の努力を上回る勢いです。また、新制度の中では今までのような保育を必要とするという条件が新たに幅広くなりまして、期待も広がっております。引き続き、厳しい状況にあります。

加えて、実務的なところでは業務のシステム整備が新制度のスタートに追いつかない、間に合わない市町村も出てきておりますので、各自治体とも今、子どもたちに不利益がないように努力しています。

最初に厳しい状況を申し上げましたが、しかし、このような厳しい状況の中で実は改めて私たちは都道府県に感謝をしております。例えば、事業所内保育事業の従業員枠の広域利用についての市町村間の相互利用協定書の取りまとめをしていただいています。このような取り組みは広域という観点から非常に重要であり、ありがたく思っております。そのほか、新制度では公立施設も特定教育・保育施設の一つとして市外在住児童の保育料を徴収する必要が出てきました。そういった広域利用の統一的な運用ルールの取りまとめに都道府県のお力が必要です。

また、新たな子育て支援員制度につきましては、現在、都道府県には、家庭的保育者研修や小規模保育事業従事者研修等の保育人材育成研修の実施をしていただいております、これは市町村に対して大いなる支援でございます。4月から市町村の認可事業であります地域型保育事業が始まりますので、そこで活躍をしていただく保育士の皆様をはじめとする人材の確保と資質向上等の専門的な領域においても、これまでの都道府県と市町村の関係を基礎にして改めてご支援をお願いしたいと思います。

このように、新制度の基本指針にも掲げられております、まず国が子ども・子育て会議の場を生かして子育ての当事者、施設事業者、事業主、雇用者、そして地方公共団体の意向を適切に把握し、反映するプロセスを通して制度設計をして、その上で実施主体としての市区町村がその責務を果たし、さらには都道府県が広域的かつ専門的な分野で支援をしてくださる。こういう役割の分担というものが、新制度の検討のプロセスでも尊重されましたが、それを施行していく、運営していく場でも、このような役割分担と、その区切りをつけ過ぎないボーダレスの連携関係というものが重要だと思います。

引き続き、三鷹市を含む基礎自治体では事業者の皆さん、都道府県と連携しつつ、国の御指導、御助言を得ながら平成27年4月、もう間もなくでございます。新制度の円滑なスタートができるように最大限努力をしていきたいと考えております。

結びに、お願いがございます。間もなく私たち委員の任期が終わろうとしているわけですが、新制度の施行に向けての責務においてはこの間も多くの委員の方がおっしゃいましたけれども、実施した後の「検証・評価」ということが極めて重要で、新たな次期の子ども・子育て会議の役割としては地方版の子ども・子育て会議も含めて、そのような「評価・検証」と、そして「改善」というプロセスが求められていくと思います。したがって、私たちのこの子ども・子育て会議においても未来に向けて、将来に向けて2年間の総括と課題の共有のような場がもしこの後、持てればありがたいと思っています。

いずれにしても、4月に向けて予算を確保していただき、そしてこの公定価格が示されたということは具体的で実質的なスタートに向けて重要なことであり、今日の会議で取りまとめがなされることを大いに期待しております。ありがとうございます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員のほうからお願いいたします。

○吉田委員 吉田です。まず、子育て支援員についてですが、こちらのほうは専門の検討

部会が開催され、取りまとめが行われ、それについてはかかわった方々に感謝申し上げたいと思います。内容については、非常に充実したものができたと考えています。個人的には、4月から3番目も小学生に上がるということでちょっと手が空きますので、ぜひ僕自身も受講したいと考えております。

公定価格のほうについてもこの分厚い資料を取りまとめていただき、事務局の方々に改めて御礼申し上げたいと思います。来年度の予算について0.5兆円を確保し、量、質両面の充実への一歩が図られたということは非常に大きいと思います。まだまだ当然十分ではないところがあると思いますし、例えば保育士さんの人件費、保育者の人件費についてもまだまだ引き上げてほしいという声が大いだと思いますので、それについて応えていかなければいけないのではないかと思います。

ただ、消費税の増税が先送りされたこともあります。28年度の予算が圧縮してしまうことも考えられ、その予算の確保に御尽力いただければと思っております。全体の新制度のパッケージとして1兆円超の財源が必要だということは再三言われてきているところですが、これについても引き続き御尽力いただければと思います。

財源確保のためには、この新制度の周知というところがやはり不可欠だと考えます。さまざまところでこの新制度の認知度を聞いて回ってはいますが、まだまだやはり十分とは言えない状況かと思えます。4月に新制度が始まってからも、引き続き周知啓発の活動に力を入れていただければと思います。現在、内閣府主体の参加型勉強会が各地で開催され、そのお手伝いをさせていただいておりますが、引き続き周知広報予算の確保をお願いできればと考えております。

あと1点、ちょっと気になったところなのですが、子ども・子育て支援新制度という名称となっておりますが、始まって以降も恐らく新制度という名称は一定期間使われるとは思いますが、果たしていつまでこの「新」がつくのだろうかというところですか。いつまでたっても「新」がついているようでは逆にいけないと思っておりますので、内閣府のお考えでその名称についてこうするという意向等々があれば教えていただければと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、吉原委員お願いいたします。

○吉原委員 東京聖労院の吉原です。

子育て支援員の研修についてですけれども、まず1点目です。研修の有機的な応用というのでしょうか、連関ということが重要だろうと考えます。というのも、基本研修があって各専門研修、そしてコース別の研修という体系なわけですけれども、例えば発達の中でも遊びに関していえば年齢に応じた成長であるとか、興味、関心であるとか、それぞれの成長段階、乳児、幼児、児童期とあるわけですが、そうした中で統一的というか、体系的な連関、研修の内容のつながりというものも重要なポイントであろうと思っております。

2点目ですけれども、従事者の研修事項が資質と意欲の向上に当然必要なわけですが、さらに積極的な研修への取り組みが施設側にとって評価の対象となるような、評価を高め

る仕組みにつながるような御配慮もいただきたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、稲見委員お願いします。

○稲見委員 1つだけです。やはり子育て支援研修に関してなんですけれども、これは1回取れば、この研修を受ければ、ずっとその資格が続くのか。それとも、例えば5年でまた再研修、追加研修をしてもらうのか。つまり、5年たてば法律も変わる。環境も変わる。病気に対する考え方も変わるというようなことで大分変わってくることも多いと思うので、その辺をどのように考えていらっしゃるかどうか、質問致します。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、岩城委員お願いします。

○岩城委員 ありがとうございます。全国国公立幼稚園の岩城でございます。

今回、資料1で平成27年における公定価格に質の改善を行っての単価表の例が示されました。中でも学校関係者評価加算として療育支援や小学校接続加算など、幼児の育ちにかかわるところに加算部分が充てられており、全体として10%程度の処遇改善にもつながるというような算出がなされました。この会議で示された仮単価に比較しても改善されたということに本当に感謝申し上げたいと思います。

新制度がスタートして教育、保育がどのように実施されているのかということを検証していくことは必要だと思います。そのためにも、学校関係者評価がしっかりなされことや、小学校への接続や連携がどの施設においてもスムーズに行われるようにしていくこと、特別支援を要する子どもたちの育ちを確実にしていくことなどが盛り込まれたのはとても大切なことだと思います。

子どもたちの良質な成育環境づくりを目指しているこの会議におきましても、また新制度で実施される教育、保育の質についてしっかり評価していく仕組み、改善していくというような仕組みをぜひ考えていただきたいと思います。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、奥山委員どうぞ。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

今、清原市長からもありましたとおり、1月末に第1次の保育所入所決定通知が保護者の方に送られており、入所がかなわなかった方は、これからどうしようかということで不安もあるだろうとっております。この4月から新しい制度がスタートする時期というところで多少どうしても混乱が生じるのかもしれないのですが、そういった意味でも保護者に向けての、社会に向けての新制度のスタートというところをきっちりアピールしていくことは大事だと思います。

それと、保育所等へ入所ができる、できないということにかかわらず、この大きな制度の目的というもの、長期的な考え方というものを示すことで、これから国としてはこういったところに非常に力を入れていくのだということを示していきませんか、どうしても近

視眼的なところで個人的なところでいろいろな情報が行き渡ってしまうことになるかと思えますので、そのあたりはとても大事な時期ではないかと思っています。そして、今回このような形で公定価格が示されてスタートできるということに本当に感謝を申し上げます。

一方で、やはり皆さんがおっしゃったとおり評価・検証が大事であり、私は地域子育て支援をしている立場からいうと13事業の検証、それから見直し等については十分時間をかけられたとも思っていないのですね。そういう意味では、スタートしてからさらにこの13事業の部分も含めて見直し、強化していくということも継続していただきたいと思っています。

最後に、子育て支援員研修でございます。先ほど御説明があったとおり、赤い枠のコースにつきましては必須という形になると思うのですけれども、青い枠組みについては任意研修となると思うのです。しかしながら、やはりこれだけカリキュラムをつくって必要だということで研修の組み立てをさせていただきました。ぜひ市町村の皆さんが担い手のためにこの研修を実施していただきますよう、そのあたりの後押しも国のほうからしていただきたいと考えております。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、柏女委員お願いいたします。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。今回、公定価格が示されて、いわば年度内の全ての検討が終わろうとしているときに、非常に感慨深いものを持っております。

1点、公定価格についての質問と、あとは全体についての意見を申し上げたいと思います。

公定価格については、第三者評価受審加算が保育関係、いわゆる狭い意味の保育関係のみに入っているわけですが、やはり将来的には幼保連携型認定こども園などでもそれらが行われていることが必要なのではないかと思っています。私の理解不足かもしれませんが、たしか見させていただいたところでは第三者評価受審加算が幼保連携型認定こども園には入っていなかったもので、もし私の見間違いであればまた御説明いただければと思います。

それから、この制度全体についてですが、今、清原委員からも今後の進め方についてありました。また、奥山委員からも大局的にこの制度が何を指すのかということをお話がありました。私自身は、この制度というのは社会づくりと人づくりの両面から考えていかなければならないと思っています。社会づくりとしては漏れのない社会、つまりインクルーシブな社会というものを考えて目指していく必要があるだろうと思っています。また、人づくりとしては3歳から希望する全ての子どもたちが学校教育を受けられるということ。あるいは、幼保一元化のほうに日本がシフト、かじを切ったということ、こうしたことを大事に考えていかなければならないのだろうと思っています。

先ほど吉田委員のほうから、新制度という用語はいつまで使うのかという御意見もありましたけれども、内閣府の告示の上からは子ども・子育て支援制度という形に正式にはなるように思います。そうしますと、高齢者福祉においては大きな高齢者福祉の中の介護保険制度があるわけですし、それから障害者福祉制度の中では障害者福祉制度の大きな枠の中に障害者給付制度があるということになりますし、子ども家庭福祉・保育制度の大きな枠の中の一つに子ども・子育て支援制度があるとなって、高齢者、障害者、子どもの分野がほぼ同じような形で進んでいくことになるかと思えます。

ただ、子どもの場合は高齢者、障害者と比較して2点で大きく違うところがあると思います。1点目は、実施体制が都道府県と市町村に二元体制になっている。これは、今でも残された課題という形になるかと思えます。もう一つは、教育と福祉の二元体制がまだしばらくは続くということになるかと思えます。

こうしたダブルの分断が、やはり子どもの分野のインクルーシブな社会づくりというものを阻害している一つの大きな要因だろうと思えます。地域包括的な支援というものが今、大きく注目されておりますけれども、高齢者、障害者の分野ではそれが進みやすく、市町村に一元化されているということを考えれば地域包括の支援が進めやすいわけですが、子どもの分野はやはりそこがネックになってしまうということは相変わらず残るだろうと考えています。

そういうことを考えますと、今後PDCAサイクルを進めていくと同時に、他分野の動向も踏まえながら子ども・子育て支援制度本来の持っている課題というものの克服に向けた検討ということ、制度内の中だけではなく制度の外の仕組みとも合わせて進めていかなければならないのだろうと思っております。

ぜひこうしたことに次のプロセスで取り組んでいかなければならないと思っております。私からは以上でございます。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

橘原委員、お願いします。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

前回の会議でも申しましたが、このように公定価格が示されました。確かに、子どもにとって十二分に配慮したものと、そのようには思っております。ただし、保育所として現行残るところと認定こども園との間の加配加算項目等についてはまだまだ課題があるように見受けられてなりません。

このためにも、1兆円超の確保に向けて、ぜひともこれまで同様に行政の皆様方におかれましては御尽力をいただけますようお願いを申し上げます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

次は、駒崎委員どうぞ。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。資料を出しておりますので、それに基づいてお話させていただきます。

まず、子育て支援員の研修についてなんですけれども、しっかりまとめてくださってありがとうございました。当初は非常に心配していた部分があったのですけれども、しっかり議論の末、かなりよいものになったのではないかと期待しておりますし、また、子育て支援員の補助、当初は年収180万円ということだったのですが、さすがにワーキングプアだろうということで250万円に上げていただいて非常によかったと思っておりますので、改めてお礼を申し上げたいと思います。

子育て支援員研修はとていいのですけれども、要綱の部分で1点だけ細かい話なのですが、御修正いただきたいと思うのは実施主体の部分です。「子育て支援員研修事業を適切に実施できる指定保育士養成施設や社会福祉協議会等に委託できる」とありますが、これを「指定保育士養成施設や社会福祉協議会、NPO等に」と、変更していただきたいと思っております。社会福祉協議会と書いておくと、自治体の皆さんはそのまま社会福祉協議会にのみ委託するといった状況が地元の基礎自治体では通例ですので、なるべく広くきちんと実施主体を持てるような形で変更いただけたらと思っております。

また、今回の公定価格についてですけれども、おおむね賛同いたしますし、また、ここまで長い長い道のり、険しい道のりを本当に一生懸命作業して下さった事務局の皆さんには心より感謝したいと思います。

最後に、あまりこの公定価格部分には関係ないのですけれども、今まさに4月、新制度開始に向けて現場の基礎自治体では我々の議論を受けて、そして国が示すさまざまな制度を受けて、実際に要綱とかをつくり始めているのですね。そこで、かなりいろいろな混乱があります。正直、この事業をするほうとしては結構困っているのですね。

結構困っているものは多々あるのですが、それを全部言っていると時間がなくなってしまいますので今、最も困っているのが居宅訪問型です。居宅訪問型は、自治体の人たちは、どうなっているのみたいな感じでかなり混乱のるつぼに入っているのですけれども、その中でも混乱の極みが、ある都内自治体で居宅訪問型利用者は障害児ですね。ほとんど障害児だと思のですが、児童発達支援センター等の療育を併用することができないのではないかとということをおっしゃっている自治体の窓口の方がおられます。

居宅訪問型は、そもそもこれまで保育所から排除されてきた重症心身障害児や医療ケアのある子どもたちなのですね。もちろん、ひとり親の夜間もありますけれども、彼らにとっては本当に希望のある制度だと思っております。なぜならば、保育所に入れなかったからです。だけど、この制度によってようやく保育を受けられるという状況になっているのですね。

その重症心身障害児であるとか、医療ケアが必要な子どもたちというのは、ほぼ100%児童発達支援事業や養育センターでリハビリを受けているわけです。その子たちが、居宅訪問型で例えば週4在宅で保育を行って、週1は保育者が帯同してリハビリに行きあげようみたいなことを当然希望するわけですが、それができなくなったらこの制度のある意味がほとんどないという状況になってしまうのではないかと思います。

親にしてみたら、保育を取るのか、療育を取るのかという選択肢を突きつけられることになりますので、そんなことは許されないわけなんです。最も厳しい立場にある重度の障害児に対して、そうした二者択一を迫るような非人道的な仕組みにしてしまっただけでは、せっかくこの場で話してすばらしい仕組みができたにもかかわらず、自治体に落ちたらとんでもないものになったということになってしまいますので、ぜひそういうことがないように御尽力いただきたい。具体的には、Q&Aや通知等でしっかり自治体にお示しいただけたらと思っております。

先ほど柏女委員がおっしゃいました障害児の領域においては、この子ども・子育ての児童福祉法の世界と福祉ですね。障害児のほうの世界で二元体制になっていて分断が起きてしまっている。まさにこれがそうです。そうなってはいけないわけなので、ぜひその架け橋となるように、制度のすき間に最も厳しい環境にある障害のある子たちが落ちてはい上がれないということがないように、きめ細かい通知通達、Q&Aをお出しいただいて、どちらもちゃんと使えて、発達を犠牲にすることなく保育も受けられて、親御さんが就労できてという状況になれるようにぜひ御尽力いただけたらと思っております。お願いします。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員お願いいたします。

○榊原委員 ありがとうございます。まず、ここまでできるだけいい形で新制度がスタートできるようにという最善の努力を重ねてくださった関係者の皆さんに深く感謝します。その上で4点、申し上げたいと思います。

まず、子育て支援員についてです。子育て支援員という形を基本研修と、それから応用のいろいろな研修を含めて体系として整理してくださったということについては評価したいと思っています。その上でなんですが、こういうふうに国家資格を持っている人たちではない、よりハードルを低く、多様な人たちが子育て支援の世界に入ってもらえるようにということをした場合に想定しなければいけない事態の1つとして、小児性愛者が入ってくるのではないかと。必ず入ってくるであろう点だと思っております。

その点の排除の仕組みとか、ルールというものが日本ではほとんどないのではないかと。社会的養護の世界ですら、保育士の資格を持っている人の中ですら、実は施設内性虐待のようなことが起きているというケースを聞きますし、でも、それは施設の人も児童相談所の人たちも表に出したくないということで、実は子ども一人が被害を被っているというような実態を耳にしたりすることがあります。男の子だったら大丈夫ということもなく、実はスポーツクラブのようなどころでも男性の指導者からというようなことが実はまま起きているということが聞かれています。

虐待対応の先進国、例えばオーストラリアなどではボランティアも含めて子どもに接触していい、そういう活動に参加していい人というのは国統一の認定書をきちんと取った人が1年ごとに更新しながら、その認定書を持っていれば活動に参加していいというぐらいの厳しいスクリーニングをかけている。日本でこれだけ児童ポルノが出回っていて、さま

ざまな事件が全国で起きている事態の中で、この小児性愛者をどう排除していくかという
ことは、国として今後ぜひ考えていっていただきたいというのが1点です。

もう一点、同じ子育て支援員研修の関係ですが、この子育て支援員の対象に社会的養護
を加えてくださったというのは、私はその新制度の広い枠の中に社会的養護の子どもたち
も取り込んでいくということで評価していいことなのだと思いますが、1点、そ
の研修時間が19時間と、実はほかの方たちより短いという点が気になっています。

中身を知らないので懸念が単なる思い過ごしであればいいと思うのですが、例えば乳児
院、児童相談所、児童養護施設などにいる子どもたちは今やもう6割から9割が虐待を受
けた子どもたち、かなり深い障害である、トラウマであるといったようなこと。それから、
もちろん家族の問題を抱えている。最もその困難度の高い課題を抱えた子どもたちが集積
している場であると認識しています。

専門の訓練を受けた保育士さんたちですらバーンアウトしてしまったり、例えばストレ
スが高過ぎて突発性難聴になってしまったりというようなことが日常的に起きていると聞
いている中で、19時間で大丈夫なのか。この中に、社会的養護を必要とする子どもの理解
90分、支援技術60分となっているのですが、本当にこれで十分なのか。走りながらでいい
のかもしませんが、子どもたちのいろいろな困難度をきちんと理解した上で適切にかか
われるような、そういった研修にぜひしていただく必要があるのではないかと思います。

3点目です。27年度、こうした公定価格で混乱を回避し、スタートさせていただけるよ
うになったことは、先ほども申し上げたとおり本当に私も感謝する者の一人なのですが、
これが毎年の単年度ごとの予算獲得の事態を繰り返していくことであってはならないと思
っています。なので、消費税の引き上げがどうなるのか、まだ見えない中ではありますが、
今回の公定価格をセットしたものは28年度以降も必ずや引き継がれ、さらに積み増してい
くということを政府の方針にきちんと入れ込んでいただきたい。

その上で、単年度ごとに一体どうなるのかということに関係者が一々混乱し、心配しな
くてもいいように担保されるような、そういったような何らかの保障というものも欲しい
なというふうに希望します。

最後に、4点目です。何人かの委員の方がおっしゃったとおり、この新制度を走らせ始
めてからの質のチェックというか、モニターについてです。子ども・子育て会議の私たち
の仕事はここまでということだと思いますけれども、制度を走らせながら、かつてない大
きな制度改革を束ねたような大きなものですから、一体、自治体の中にどんな混乱がある
のか、事業者の中にどんな混乱、もしくは課題、もしくはグッドプラクティスがあるのか
といったことを随時吸い上げて制度を補強し、修正していくというようなサイクルをきち
んとつくっていくためにも、子ども・子育て会議の今後の役割というものがあるのではな
いかと思います。

フランスの全国家族会議が子ども・子育て会議のモデルであったというふうに私は理解
していますけれども、そこは随時課題をきちんと拾い上げて、それに対する対処方法を検

討して施策をどんどん打ち出していくというような、PDCAサイクルを具現化したような会議だったために、それが出生率の向上にかなり貢献したというふうにフランスで評価されていると聞いています。そういった機能を、子ども・子育て会議の今後の役割の一つとして入れていく必要があるのではないかと考えておりまして、検討していただけたらと思っています。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、坂崎委員お願いいたします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。よろしくをお願いいたします。

まず、最初に御説明をいただきました子育て支援員につきましては、詳細につきましては次回等、各自治体に向けて説明をするというお話でございましたが、現実的に保育士、または幼稚園教諭、また2つ持っております保育教諭とか、社会福祉主事、社会福祉士等の現資格を持っている方々がいます。また、それらの方々が例えば基礎研修含めて、全部研修を受けて上がっていくのか、ある一部については免除されていったりする形になっていくのかということが1つの課題だと思います。

また、各県の研修につきまして、もちろどこが行うのかということにつきましては駒崎さんがお話をしましたのと同様ですけれども、なるべくこの子育て支援員の研修というものが今年4月からスタートすること、今年うちに始まってこれらにかかわる方々がその研修体制を早く組めるような形で私たち事業者としては行っていきたいわけですので、ぜひスムーズに進めていけるような仕組みということを考えてくださればと思います。

2つ目は、公定価格についてです。さまざまなことがありましたけれども、5月の仮単価の質改善を上回ったということはある意味、日本中と申しますか、子ども・子育てということに関して大変大きな期待があるだろう、その期待の裏側が、このような形でお金に反映されてきたのだらうと思います。その意味では、たくさんの委員がお話をしていますように、この仕組みがそのお金に見合った形で進んでいくという、やはりその質の評価とか、そういうことをきちんと行うことがこれから大事なのではないかと思います。

また、現実的にはもともと7,000億ではなくて1兆1,000億というものを積み増していくことによって、さらにこの子ども・子育てというものが社会の中で浸透していき、スムーズにいろいろな形でたくさん家庭を支えていくということはもうわかっているわけであり、その意味では、今回大変ありがたい形で決着をしたわけですが、ここに甘んじることなく、やはり5年後、先を見越していろいろな形で予算活動を進めていくことが大事なのではないかと思います。

その意味では、1つ目には今回の全体の話し合いの中になかったこと、例えば新幼保連携型認定こども園というものについての論議が深められたけれども、保育所型、幼稚園型、地方裁量型という認定こども園は本来どうあるべきかとか、2つ目には前回も話をしましたが、教育・保育要領というものができたものと、やはり今後の保育所保育指針や幼稚園教育要領がどういうふうに考えるのか。

それから、単純な話ですけれども、今までであれば保育所型というのは保育所保育指針を参考にするということが前提だったと思いますが、多分、今度の保育所型の認定こども園はやはりの教育・保育要領を参照するということになるのだと思います。同じ仕事をしながら、やはりそこにあるべき保育の内容については違うものを提示されていく。また、その中で違うことを保育として展開していかなければならないというのは、事業者にとっては非常にある種、不都合なこともあるのではないかとと思われるわけです。そのような、今つくり上げたことと現行の中である差異というものを少しずつ改善していくことと、3つ目には前述した1兆1,000億というものを積み増していくということですね。

それから、最後でありますけれども、今回、光の当たらなかった部分もたくさんあるわけです。例えば、本当に妊娠期、また施設に入るまでの問題、そういうことは多分、日本の中で多くの子どもが1,000人出生で2人しか死なないというすばらしい国なわけですが、一方、虐待等の非常に悲しい問題があるということも現実であります。そのような家庭におけるところの子どもたちに対する配慮や、それにかかわる施設や地域子育て支援というものについてもやはり構築していくことが、これからの少子化を打破していくことになるし、その地域とか施設がかかわっていく、果たしていくべき役割もあるのではないかと考えています。

制度構築に際して大変感謝を申し上げるとともに、これからのことに関して私たちは少子化ということばかりではなくて、子ども・子育ては本当に待ったなしの施策だということをこれからも社会に訴えかけていきたいと思っていますので、皆さんと頑張っていきたいと思っています。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

坂本委員、お願いします。

○坂本委員 全国保育サービス協会の坂本でございます。私からも、子育て支援員研修について申し上げたいと思います。

まず、現在、本当に保育士が大変不足している状況の中で、保育士の確保のためにはこのような研修が早急に継続的に実施されることにより、より多くの方々が創出される必要があると思います。また、その質の維持の向上のためには、一定の期間での繰り返しの研修が必ず求められると思います。

そこで研修を実施する主体の在り方についてももう一度考えるべきだと思います。より多くの主体が、研修を実施できるようにしていただきたい。特に研修実績のある団体や、あるいは指定校と連携をしている団体など、しっかりと研修が行えるように国、地方自治体のほうに求めたいと思います。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員お願いいたします。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

公定価格等の処遇改善、質の改善を盛り込んだ、こういった価格を提示いただきまして

感謝申し上げます。その上で、私から4点にわたって、質問もちょっと含むのですけれども、意見等を申し述べたいと思います。

まず、最初に説明いただきました子育て支援員の研修体制についてですけれども、このようにきちんと体系を整えるということについては非常に大事なことだろうと思って支持をしているところですが、先ほど榊原委員が時間数のこと等をおっしゃられましたが、このことについても時間数がこれで十分なのだろうか、適切なのかについてもなお掘り下げていただきたいということは私も同感でございます。

あとは、やはり支援員というと、研修修了者であっても結局のところ無資格になるわけですから、そこを専門性と、さらなる質の改善を追求していくためには、単に支援員にとどまることなくやはり有資格者ということ、特に保育士資格取得ということに向けた支援策等を今後も検討していただきたいということが1点目でございます。

2点目ですけれども、「公定価格の骨格について」というところで、参考資料1の3ページをはじめ、先ほど処遇改善加算というところの御説明もしていただきました。このところの要件についてですが、職員の平均勤続年数、それから経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率をもとに加算と書かれていますが、以前説明していただいたように思いますが、改めてこの要件について再度もう少し詳細な説明をお願いしたいことが質問でございます。

そして、意見でございますけれども、やはり人材不足ということが深刻化しつつもありますので、処遇改善や労働環境の改善について、なお取り組みの強化が必要になってくると思いますので、その1つの方策としてこのような処遇加算を全ての対象施設が申請できるように促す取り組み、そういったこともぜひしていただきたいということでございます。

また、現行の加算率の区分の上限というのが10年以上になると限定的なものになるところでございますので、これも前に議論したところでございますが、現在の取り組みが継続して実施できるようなことにも検討していく等々の話もございましたので、合わせて職場環境を改善しながら離職を防止するという、長く働き続けることができるような方策も必要かと思えます。

それから3点目ですけれども、3歳児の配置改善加算です。配置基準については加算によって改善をされるということで、今回また改めてお示しをしていただきました。やはりこれもしっかり加算をしていく点では申請をするということになるかと思うのですが、全ての施設が3歳児配置改善加算ということの申請ができるように促し、促進をしていくことも非常に大事だろうと思えますし、他の区分、0歳児においても配置基準が改善されるような引き続きの財源確保等もお願いをしたいと思えます。

また、今回については配置改善加算ということでの質の改善というところになっておりますが、やはり保育所の児童福祉施設最低基準は20：1を15：1というところでの見直し等も合わせてやっていくべきだろうと思えます。

最後になりますけれども、公立施設についての御説明も合わせてしていただきましたが、

公立の特定教育・保育施設の費用については国の公定価格の基準などを踏まえることで、しっかり裏づけとなる地方財政措置についても御説明いただきましたが、設置主体が市町村になりますので、地方自治体の財政担当者にこういった内容がきちんと伝わるようにぜひお願いをしたいと思います。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、溜川委員お願いいたします。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

まず子育て支援員研修について1つの御質問、それから公定価格について質問が1つ、お願いが1つございます。

まず支援員の研修についてですが、せっかくいろいろな専門的なものを勉強されるわけですから、その方たちが正規な資格、免許を取ることが一つのステップになっていただくような仕組みをとっていただけないものだろうかと思えます。

例えば保育士資格、あるいは幼稚園教諭免許の履修科目の一つにみなされるといったようなものが組み込まれているとか、あるいはそのような制度にさせていただけますと、その受講した方々が今回の支援員研修を受けたことをもって次にステップアップする大きな動機づけになるかと思えます。

今、高橋委員からもお話がございましたが、免許資格が近くなる。いつまでも無資格であるということを守るためにもそれは有効なことではないかと思えますので、現在そのようなことが考えられて設定されているのかどうかはわかりませんので、その点がどのようになっているか。もしなっていないければ、何とかそのような形にさせていただくことはできないかということで御質問させていただきます。

次に公定価格についてでございますが、いわゆる現行の幼保連携型認定こども園の施設長について配慮いただいたということについては、強く申し上げてきた一人として御礼を申し上げます。

ただ、ここで御質問したいことは、私、会議は欠席しておりますが、先の会議で保育所運営費における人件費の改定についての資料をいただいております。26年度の国家公務員さんの給与改定に伴う取り扱いという資料でございますが、それによれば保育所長については平成26年度の改定後は466万円という数値が年額出されております。今回、この公定価格の表における施設長、いわゆる現行認定こども園の継続的な5年間の暫定措置の中で加算費を計算した場合、これと見合う額にたどり着けるのかどうかというところが御質問でございます。

私は本席で今、鉛筆で手計算したところ、400万円台の数字しか出ておりませんでしたので、そのところはどんなふうになるのか。回答は466万円という数字ですが、私の手計算ですとそれを下回る数字でありましたので、そこら辺のバランスといたしますか、おおむね妥当な線が出るものかどうか、そこのところをお願いしたいと思います。

その他地域において、そして180人の認定こども園ということで、1号認定、2号、3号

認定を仮定の数値で、120人が1号認定、2号、3号認定が60人ということで、単純に加算部分を計算したものですので合っていないかもしれませんが、ちょっとそのような不安がございますのでその点を御質問させていただきます。

最後に、今回の公定価格については、時期から見ましても収束時期であると思えますし、これまでさまざまなことを申し上げてきたことが盛り込まれるなど、大変評価される結果におおむねなっていると思われます。したがって、ここにつきましてももうその時期であることを自覚しております。

ただ、今回は人事院勧告がプラス勧告された点、あるいは8%というものが実現した。残念ながら10%はだめでしたが、8%は実現した。あるいは、私立幼稚園の移行が予定というか、推定したよりもかなり下回ったのではないかと思われるような面が実はプラスになったのではないかと思われます。この点は多少不安を残しますが、しかしながら、結果としてはおおむねすばらしいものができたと評価してよろしいかと思っております。

ここで要望したいことは、いわゆる自治体の負担分の在り方についてでございます。つまり、国の枠組みはこれで決まりました。しかしながら、自治体が負担をしていくという枠は残っておりまして、これの維持というものについて、国はかねがね地方自治体に対して御指導いただいている、あるいは事務連絡をしていただいているところでございますが、いよいよ実施ということになりますと自治体も本腰を入れてまいっておりますので、その点についての国の御指導をさらに継続してお願いしたいと思っております。

また、特に各自治体が単独分として今まで幼稚園や、あるいは保育所につけていた予算の維持、拡大といったものについては、その方針を変えないよう、重ねて機会あるごとに国から御指導いただければ、事業者としては大変ありがたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、若盛代理人お願いいたします。

○若盛代理人 全国認定子ども園協会の若盛でございます。

まず、最初にこのたび0.5兆円の財源を確保なされました政府関係者、またはこの子ども・子育て会議でも無藤会長をはじめ多くの方々、3府省の方々も含めまして、御努力に厚く感謝申し上げたいと思っております。

この子ども・子育て支援新制度に関しましては、私たち協会のほうも18年以降でございますけれども、公定価格に関して、または認定返上等々、多くの課題を解決すべく取り組んできたわけでございます。いろいろな経過を踏まえながら、少しずつ内容が見えてきたわけでございます。そして、これから本当の意味で全ての子どもの最善の利益に向かってどう取り組んでいくかということで、本日も公定価格は非常に細かいところまで進めていただいておりますので、協会そのものとしても大変支えとして見通しがはっきりしてきたように思っております。改めて感謝申し上げたいと思っております。

今までの皆さん方の御意見等々を踏まえながら、幾つかの件でございます。制度のこと

についてと、それから質の改善について申し上げさせていただきたいと思っております。

まず1つ、制度に関してでございますけれども、現場の保育者にとってこれからでございますが、幼稚園で担当してきた保育者、保育所でかかわってきた保育者が一体になって取り組んでいくことになるわけです。その場合において、1つは具体的には退職金であるとか、そういうものについて不利益にならないような取り組みをできるだけ考えていかなければいけないのかなということがございます。

それから、今、何人かの先生方がおっしゃっておられましたけれども、行政として市町村がこれから具体的に取り組むに当たりまして、特に小規模市町村でございますが、本当に先々、新幼保連携型認定こども園に関しましての理解が少ないのではないかと。ですので、保護者が届け出を市町村にお願いするわけでございます。認定書は市町村が発行することになるわけでございますが、その認定に当たって保護者との連携がやや曖昧になってきてしまっている部分があるやに聞いております。スムーズな対応を考えていかなければということがあります。

それから、広域利用という形がこれから直接出てくるかと思っております。その辺の対応ですね。単一自治体から、広域という形も可能になってくるわけでございます。その対応についても含めていただけたら大変ありがたいと思います。

続きまして質の改善についてでございますけれども、今、多くの方々からありました子育て支援員の研修ということは大変大事なことだと思っておりますが、実施主体の明確化ということが1つ。それから、先ほども質問がございましたように更新をしていくものなのかどうかということについても明確にしておく必要があるかと思っております。

それから、公的なものですので主体によりますが、参加する方々は有料なのか無料なのかということもできれば明確にしておかれたらよろしいかと思っております。

最後でございますが、質の改善についてでございます。人件費の加算ということで大変いろいろ優遇をさせていただいております。これから直接保育に従事する保育所にとってもかなり見通しとしては明るくなっていくのではないかとと思っておりますが、人数というか、制度としての条件と、もう一つは質の向上ということが大きく問われていくのではないかとと思っております。

私たち協会のほうでも、できるだけ実践をしてきた実績がございます。保育教諭と保育士とがともに一体になりながら、新しく子どもたちを発達に応じて育てていく。さらに、その育ちを保護者にも伝えていく。そして、さらには地域との連携ということも必要になってくるわけでございます。協会としても、今後新しく園長になる人たち、または副園長等々に対しても、ただ単に預かるだけの保育ではなくて、次世代を育てていく上での崇高な理念があるわけでございます。国にとっても必要なものでございます。その辺をしっかりと骨子案に置きながら、質の高いものを目指していけるように努力していくべきではないかと思っております。

特に地域とのネットワークづくり、さらには行政も含めた長期にわたる望ましい子ども

たちを育てていくという一体感、それらもぜひ方向性として国の指針として取り組んでいただけたらありがたいと思っております。

そういう意味で、できるだけ市町村と連携をとりながら、さらには新しく「まち・ひと・しごと創生」という制度も政府与党のほうで取り組んできているようでございます。その辺の連携と申しましょうか、財政的な限りはあるかと思いますが、視野を広く持ちながら子どもたち、または保護者、そしてそれが相互に高まり合っていけるような方向に向かっていただけたらありがたいし、それに対して協会としても最前の努力をしていければと思っております。

そういう意味では、新しく、振り返りながらも質の高い教育のあるべき取り組みを実践していけるよう工夫をしていきたいと思っております。今後とも御指導のほどよろしくお願ひ申し上げ、協会のお願ひを申し上げますさせていただきました。よろしくどうぞお願ひをいたします。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、北條委員お願いします。

○北條委員 私は、民主党政権下での子ども・子育て新システムの議論からずっと参画して5年たっておりますけれども、率直に申し上げまして、子どものための制度、仕組みをつくる言いながら、子どもの利益につながらない、子どもの利益に反する仕組みをつくることに手助けをしてしまったということに自ら大きく強く恥じております。こんなことをしてはいけなかったと思っております。

このたびの新制度について、いいところはもちろんあります。あるのだけれども、いいところがあるなどと言うと、今までずっと私が投げかけてきた問題点について真剣に取り組んでいただけないということでありますので、ここまできたわけですから、本日要望書を出させていただいておりますが、組織として今のまま、この大きな問題点を抱えたまま、4月1日に新制度を実施するということに対して、私ども全日本私立幼稚園連合会は反対であるということを確認に申し上げたいと存じます。

そもそもやはりこの国の子どもの利益とか、子どもの最善の利益というならば、少なくともこの国の子どもをどう育てるのかという議論をしなければなりません。あるいはまた、先進諸国は小学校入学前の子どもについては教育の観点から議論を進めてきて制度をつくりかえているわけです。そのような視点が、この会議には極めて希薄であったと言わざるを得ません。子どもの人口が急減するのが目の前に見えております。幼稚園も保育所も認定こども園もこれから大変な時期を迎えるわけですから、そういう時期に当たって財源を何とか早目に確保していこうということは、それはそれでわからなくはないです。

わからなくはないけれども、大事な基本的な立場というものをしっかり踏まえなくて、お金を取ればいいというやり方というのは、私は間違っている、子どもの利益にはつながらないというふうに強く申し上げたいと思っております。

本日の資料で言えば、資料1-1の1ページの一番下の○、先ほど高橋委員が触れてく

いただきました。資料1-2で言えば129ページ、130ページになりますが、この規定は子ども・子育て支援法第27条第3項の第1号、そこに公定価格の定義があるわけです。そこには、小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額というふうに定義されております。これが、公定価格の定義であります。

ところが、配られた資料で、公立施設においては施設型給付等に係る通常要する費用の額、今の定義とほとんど同じですよ。だけど、これは高橋委員が先ほど言ってくれましたね。国の公定価格の基準をちゃんと踏まえなきゃだめだということを地方に指導してくれとおっしゃいましたけれども、幾ら指導してもこんな規定を設けたら、都市部においてはこの公定価格でいえば幼稚園は一人当たり50万ですよ。それから、保育所は一人当たり100万ですよ。認定こども園は一人当たり70万ですよ。これは0%地域です。仮に大都市部の20%地域に持っていてもだめですよ。この金額では公立施設は運営できません。私立施設だってできないです。私立施設に対しては上乘せ徴収しなさいというでしょう。

それで、公立施設についてはこの規定、法律にはこんな書きぶりは何もないですよ。今まで附則の6条は大問題だと私は言っていますけれども、附則の6条は法律の中に書いてあるだけまだましですよ。法律の中に何も書いておかないで、今まで何も言わないで、今日のぎりぎりのこの時点になってこんなものを持ち出してくる。

これは、許しがたいです。これは、公立施設が公定価格なんか関係ないと言っているのと同じです。今までの議論と全く違う。公立、私立、そして幼稚園、保育所、認定こども園を通して共通の給付の仕組みをつくり上げるんだと言っていたじゃないですか。これは、地方に下りていったら共通の仕組みなんかには絶対にならないです。とんでもない仕組みになっちゃいますよ。この規定というか、今日の資料の1ページの最後の〇と、資料1-2の129ページ、130ページについては削除を求めます。

その上で、この間、長過ぎると怒られましたけれども、意見書を出してごさいます。お目通しください。なるべく早くやるように努力いたします。

1. 理念の問題でありますけれども、これは子育ての第一義的責任は保護者にあるということを前提にして、子どもの最善の利益が実現する社会を目指す。それから、今、言いましたけれども、幼稚園、保育所、認定こども園を通して共通の給付の仕組みをつくって、全ての子どもに公平な扱いをするのだというのが理念なはずですよ。そうっていないのですよね。そうっていないから、反対せざるを得ないということでもあります。

子育ては、これは人間だけではないです。命がけの大事業です。そんなものは、外注できるものではないのです。子育ての支援は大事ですよ。我々も一生懸命やりたいと思います。しかし、子育て放棄の支援などはしてはいけないということを明確に申し上げたいと思います。我が国のこの超長時間保育というのは、今は上限なしなのです。中国の全託制度というものは廃止の方向に今、動いているわけでしょう。何で日本だけこんなに超長時

間保育を推進するのですか。おかしい。子どもの権利に反すると言わざるを得ません。子どもは家庭において幸福に育つ権利があるということは、児童の権利に関する条約の前文ではっきり言っているわけでしょう。我が国はその批准国だということをいつ忘れたのでしょうか。

次に、「教育」「学校教育」「保育」の定義の問題であります。これは、一番初めから問題になっていたわけでありまして、取り分け問題なのは、「保育」の定義です。この「保育」の定義につきましては、私どもは学校教育法第22条の中に「保育」という言葉を使っておりますので、保育用語としても「保育」という言葉はいろいろな意味で使われております。それに対して、この法律に限定した定義のようですので、これを普通の日本国民がわかるような言葉で「保育」を定義して今日、説明をしていただきたいと考えます。

それから3番目、第27条第3項の規定です。これは先ほどのとんでもない規定と実は深く関係いたしますけれども、市町村が利用者負担額を圧縮する傾向にありますね。そうすると、施設型給付費が増加する。同じような地域の同じような規模の、要するに同じ施設なのに、その市町村のさじかげんによって施設型給付費が変わっちゃう。これは個人給付なので、そんなことはおかしいです。これは改正が必要です。

それから、実は7. で指摘していることも関係がありますので先に申しますと、7. で言っていることは、私立幼稚園や私立認定こども園が公定価格で運営できない場合、これは保育料等の上乗せ徴収でやりなさいということになっているのです。ところが、これは保育所とか公立施設だと市町村の超過負担、それから今の資料に出てきたような規定をもし設けてしまえば、全然公平な施策ではなくなってしまうということでありまして。

附則の6条、これはもうこの間、丁寧に申しましたのでもう言いません。これは廃止すべき規定であります。

それから、「改正後の認定こども園法」であります。まず、子ども・子育て支援法は「子ども」、認定こども園法は「こども」、同じ法律用語でどうしてこういう使い方をするのか、御説明をいただきたいと思えます。

それから、幼保連携型認定こども園、これは非常に性格が曖昧であります。私のお仲間でも、幼保連携型認定こども園を選択して地域の子どものために尽くしたいと考えていらっしゃる方はおられるわけですが、余りにも曖昧な規定です。学校教育法に根拠がない。例えば専門学校などは学校教育法に根拠がある。そうすると、それ以下ということになってしまうわけでしょうか。非常にまずい規定であろうと思えます。

それから、私どもの仲間の中で特に問題になっておりますのは「また」以下であります。現行認定こども園法では接続型(年齢区分型)というものが認められております。これは、3歳未満、3号のお子さんに対しては保育所保育を行う。そして、3歳以上については1号子どもとして幼稚園教育と預かり保育で対応する。これが、現行法上は認められております。

これが、改正法ではどうやら認められないらしい。これは、改正ではなく改悪だ。これ

には、もしそういうことであるならば賛成するわけにはいかない。国民の多くはこの接続型(年齢区分型)を求めていることは間違いないと思います。そういう観点からも、きちんとした対応をお願いしたいと思います。

5番は「満3歳未満児家庭への支援」、先ほど坂崎委員がこのことに触れていただいて私はとてもうれしく思いました。ここが、圧倒的に支援が不足しております。個人給付なので、「子どものための教育・保育給付」なんですから、そして家庭での保育は児童福祉法上の保育に該当するのだとおっしゃっている以上、排除する理由は何もない。これは、おかしいです。ここを何とかするというので、例えば児童手当を割り増しするということも考えるべきだと思います。

それから今、児童手当と言ってしまったから、児童手当というのは個人給付ですが、所得制限が入っていますね。なぜ、この施設型給付のほうは所得制限がないのでしょうか。ないこと自体が悪いとは申しませんが、相当高額の方にも市町村は保育料を圧縮してしまうのです。相当高額な方からは、しっかり費用を徴収すべきだと思います。

6番は、今までもさんざん言っていますので省略いたします。

7番は、先ほど申しました。

それで、「認定こども園の返上問題」、8番は法の附則7条にかかわります。ここで、幼稚園、保育所、認定こども園は別段の申し出をすれば新制度に移行しないことが認められております。それで、認定こども園の場合、例えば先ほどの幼保連携型認定こども園で年齢区分型、接続型で今、運営しておられる園が、新制度ではそれがだめだと言われたら、それではいきたくないですよ。今のまま、現行法のもとでいきたいですと言って別段の申し出をしたらどうなるのかということでもあります。これは、急いで全国に周知しなければならない課題であります。

9番は、今すぐということにはならないでしょうから今後の課題として検討をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、今後、4月以降、またこの会議は続くのでしょうかけれども、法律改正を含めて改善を真剣に図っていただきたいと考えます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

質問等、後ほど事務局から答えられるところで答えていただきたいと存じます。

それでは、宮下委員お願いいたします。

○宮下委員 ありがとうございます。幼児教育研究協会の宮下です。

まず、子育て支援員の研修についてでございますけれども、これはとても大切な研修でありますのでぜひ充実した研修を期待しております。

また、一度研修を終えて認定されたとしても、そのときだけで終わるのではないように、定期的に研修を受けるシステムが必要ではないかと思っています。

そして、この仕事につきたいと思っている人には、その研修の内容や申請の仕方など、できるだけ早く周知する必要があると思われま。

2番目の公定価格のところでございますけれども、私は今まで公立、私立の教員の人件費格差については何回もお話をしてまいりました。認定こども園に移行しましても、その格差はやはり続くのではないかと思います。公立の幼稚園から移行しましても、あるいは私立の幼稚園から移行しましても、同じ認定こども園でありますので、ぜひこれからはその格差をなくすような方向性に進んでいってほしいと思っています。

それから、新制度が27年度から行われますが、その運営や質の拡充等について、今後の子ども・子育て会議でしっかりと評価し、改善し、今後どのように進めていったらよいかを協議してほしいと思っています。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、山口委員をお願いします。

○山口委員 一般社団法人日本こども育成協議会の山口です。

北條委員におかれましては、随分短縮してお話をさせていただきまして、私の番まで回ってきました。ありがとうございます。

私のほうは、子育て支援員研修について2点、質問と要望をさせていただきたいと思っております。多くの委員がお話になったように、まずこの研修を行う実施主体としては都道府県になるわけですが、その委託研修事業者の主体の範囲はどのようになっているのかということを確認させていただきたいと思っております。

私どもの協議会も、自治体からたくさんの研修事業を受託しております。また、私は個人的には会社でグループ会社の中に研究所を設けておまして、多くの自治体からこういった研修の受託をしております。当然、株式会社まで含めて受託主体を明確にさせていただきたいと思っておりますが、ただし、そのとき、もし明確にされる場合、何々等というようにするのであれば余りそこは増やさないほうがいいと思っております。先ほど駒崎委員がおっしゃったように、NPOを混ぜてくれというようなお話がありました。そういう個別に列挙をする主体を増せば増すほど限定的に解釈される可能性がありますので、今のような文言で「社会福祉協議会等」ということで、この「等」の中の解釈としてこういうものがありますよというような指導をしていただければ私は十分ではないかと思っております。個別列挙というのは、そういう意味では反対です。

2つ目に、この研修制度を利用した不正を排除していただきたい。これはどういうことかといいますと、ある自治体があるNPOに研修事業を委託されました。そうすると、そこに来られた一般の受講生をそのNPOのグループの保育所に勧誘するような、こういった不正が発覚して大問題になったことがあります。

一般的にこれは自治体の問題だとは思いますが、なかなかそういった不正があるなどということも想像だにしないと思っておりますが、こういうことがあるのだということを前提に、要綱をつくるときに注意喚起をするような指導をしていただければと思っております。以上、2点です。

○無藤会長 ありがとうございます。

幾つか御要望、また御質問等が出たので、事務局から答えられるところをお願いします。
○長田参事官 それでは、まず私から何点かお答えをさせていただきます。

まず、北條委員からの御指摘に関連をして、子ども・子育て支援新制度に関する認識につきまして少しお話をさせていただきたいと思います。

財源の確保の問題をはじめといたしまして、これまでも子ども・子育て会議の委員の皆様から大変多くの問題提起、課題提起をしていただいております。そういった意味におきまして、この新制度に課題なしというつもりはございません。当然、課題があるというふうには認識をしておりますし、子ども・子育て支援法上も法律の附則で、施行後5年を目途とする検討規定ということも設けられておりますので、将来の見直しの余地を残した仕組みということになっております。

ただ、一方で、子育て支援の充実というものは待たなしという状況の中で、少しでもその状況を改善すべく立案されたのがこの新制度だというふうに認識をしております。国民の負託を受けて国権の最高機関である国会で成立をした法律に基づいてこの制度を施行するということが私どものミッションであるとも思っておりますし、また、当子ども・子育て会議におかれましても当然、将来の課題提起をしていただくということを否定するものではございませんが、子ども・子育て支援新制度の施行に関すること、これを基本的なミッションとするものでございます。そういった認識のもとに御理解をいただければと思っております。

また、3歳未満児の在宅支援の関係でございます。この在宅家庭への支援、適切な支援というのは極めて重要だろうと考えております。その点において、全く認識としては共通としてございます。

ただ、子ども・子育て支援法は保護者の第一義的責任を基本として、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行う。それを通じて子どもの健やかな育ちを結果として保障するということを目指すものでございますので、その支援の内容が給付という形で全て行わなければならないというものでは必ずしもないというふうに認識をしております。

続きまして、清原委員、奥山委員をはじめといたしまして大変多くの方から、今後の評価、検証が重要であるというような御指摘をいただきました。全くごもっともな御指摘であらうと思っております。

具体的に、どういったことを評価指標としながらそれを検証していくのかということにつきましては、正直まだそこまで至っているという状況ではございませんけれども、そういったことをしっかりやっていくということの課題認識をしっかり持ちながらこの先を見据えていきたいと思っております。

当然ながら、榊原委員から御指摘をいただきました、国の子ども・子育て会議においてそういったことを議論していただくということも必要になってくると思っておりますし、それ以上に実際にその計画に基づく支援を動かしていただくのは自治体でございますので、地方版の子ども・子育て会議でそういった役割を担っていただくということがそれにも増

して重要なことではないかと考えております。

それからまた、複数の委員から財源の1兆円の確保の関係、あるいは今後の予算の見通しということについての御指摘をいただきました。1兆円超の財源確保は必要であるという認識のもとにこれまで会議でも御議論いただいたわけでございますし、前回御出席をさせていただきました有村大臣からも、さらなる1兆円の確保に向けての課題認識というのを明確に申し上げさせていただいているかと思っております。その認識のもと、必ずしも簡単な課題ではございませんけれども、しっかり引き続きその認識のもとに取り組んでいきたいと思っております。

なお、今後の予算の見通しでございますけれども、27年度、0.7兆円ベースの質改善を盛り込んだ形で予算を計上したわけでございますので、基本的にはその質改善内容を前提といたしまして28年度以降の量拡充、または幼稚園については今後移行が進んでいくということも見込まれますので、その移行に対応した予算確保に努めてまいることが必要であろうと考えております。

それから、私からは最後でございますけれども、吉田委員から引き続きの周知ということについての御指摘をいただきました。もとより利用者、まずはこの制度というものを関係当事者のみならず、これはやはり社会全体で支えていただく必要がございますので、幅広い各層に御理解をいただくということが引き続き大事でありますし、毎年、毎年新規の利用者というのも発生してまいるわけでございますので、引き続きその周知広報というものにも力を入れていきたいと思っておりますし、所要の内閣府での広報予算というものを確保しているところでございます。

なお、新制度、名称につきましては、いつまでも新制度というわけにもまいらないというのはそのとおりだろうと思っておりますし、もともとの法律の枠組みは子ども・子育て支援法ということでございますので、子ども・子育て支援制度というのが素直なのかなと思っております。

合わせまして、「すくすくジャパン!」というキャッチコピーもつくっておりますので、そういったものも合わせて周知・普及を図っていければと思っております。

○竹林少子化対策企画室長 それでは、私のほうから子育て支援員の関係でいただきました御質問や、一部御意見についてお答えをしたいと思います。

まず、稲見委員をはじめ、何人かの方々から、この仕組みについては再研修、あるいは更新制等のような仕組みはないのかという御質問がございました。もとより、一旦研修を修了して現場で働き始めた後からも、ずっと継続的な質向上のための努力は非常に重要だと思っております。検討会でもそのような観点でいろいろな議論が行われています。

今日の資料はダイジェスト版にしすぎましてその辺が抜けてしまったのですが、検討会での資料や、あるいは同時に提出いたしました要綱案では、おおむね従事経験2年未満の短い方を対象としたフォローアップ研修と、それから全ての従事者を対象とする現任研修についても必要だろうという議論が行われ、それぞれの時間数とか内容、目的についても

整理がされているということでございます。こういったものを推奨する形で、これは資格ではありませんので厳密な意味で5年で有効期間が切れて再度とか、そういう形にはなりません、フォローアップ研修や現任研修を推奨することによって継続的な質向上につながってまいりたいと考えております。

それから、駒崎委員のほうから、委託先としてNPOを明示すべきだという御意見があり、山口委員からはそれは余り適切でないだろうという御意見があったところなのですけれども、この検討会に提示しました実施要綱案では、実施主体という部分は簡略に書いてありましてNPOとは明示していないのですが、その後ろのほうに具体的な委託の方法について触れているところでは、逆にNPOというふうに明示をしているところでありまして、その他、保育や子育て支援分野の研修に関する実績やノウハウ等を有する機関、団体に委託することが望ましいという書き方になっております。株式会社も排除されておられません。

同じ要綱の中でNPOということは明示をされておりますので、適切に用語の整理は図ってまいりたいと思っております。

それから、榊原委員のほうから社会的養護のコースの時間数が短いのではないかとの御指摘がございました。社会的な養護を必要とする子どもの困難性等を踏まえた質の向上は重要だと思っておりますけれども、今後もその制度を運用する中で必要があれば見直していきたいと思っておりますが、1つ、制度的な前提について補足させていただきたいと思えます。

今回の研修の体系の中で比較的時間数が多いところは、地域保育コースの研修要件になっている赤い枠でくくっているところでございます、ここは配置基準の中に含まれるのですね。この保育の従事者というのが6：1とか、3：1とか、そういう配置基準の中に保育士の資格を持った方と一緒にやるような方々なのです。それに対しまして、社会的養護のほうは配置基準の部分は資格を持った方で一応担当して、それにプラスアルファで補助をする方と、その方への研修として機能させているということもございます。そういう意味で、配置基準の中で担当される方の講習時間が非常に厚くなっているというところがありますことは補足させていただきたいと思えます。

それから、坂崎委員の御質問は、保育士の資格等を持った方について基礎研修の免除のようなことは考えられないのかということだと思います。この点についても、実は検討会のほうで議論がございまして、基本的に保育士や社会福祉士の資格を持っている方については基礎研修に相当する内容は既に履修されているだろうということで、この基礎研修の部分を免除した上で専門研修のほうに進んでいただくということでいいのではないかと御議論がありました。

また、その他の幼稚園教諭でありますとか、保健師でありますとか、そういう資格を持った方についても、一律免除ということではないのですが、その勤務経験などを踏まえて既に基礎研修相当の内容を身につけておられると都道府県知事等が判断できる場合には、これは基礎研修を免除してもいいのではないかと。そのような議論になっているところでご

ございます。

それから、資格取得に向けたインセンティブ等につきましては後ほど保育課長のほうから御説明があります。

それから、この支援員の研修の実施主体でございますが、先ほど申し上げましたとおり都道府県、または市町村となっております。とはいっても、完全に並列ではなく、基本的に人材の確保とか質の向上につきましては支援法上、明確に都道府県の責任となっておりますので、基本は都道府県のほうで域内の市町村の研修の実施状況等をちゃんとチェックしていただきまして、自らやるのが適切なのか。適切に取り組んでいただける市町村であればそちらにお任せするというのもあるということで、全体の目配りは都道府県のほうにさせていただくということを前提に考えております。

受講料は有料か、無料かというお話もございました。基本的に教材等の実費相当額や、あるいは研修受講に必要となる旅費とか宿泊費については、本人ないし送り出しの機関のほうで負担することが基本と考えております。具体的な額は実施主体である都道府県、市町村のほうで決めていただくということを考えております。

その他いろいろな御意見をいただいたところですが、今後の運用の参考にさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○朝川保育課長 保育課長です。

まず、柏女委員からいただいた御質問で、第三者評価の加算の取り扱いです。資料1-1の4ページ目、5ページ目を見比べていただくと、認定こども園のところに確かに第三者評価受審加算が赤字で書いていないのですが、これは全部書いていないので書いていないというだけでして、例えば参考資料1であれば認定こども園の17ページには第三者評価受審加算とありますし、資料1-2の単価表であれば128ページに認定こども園についても第三者評価受審加算とあるということでございます。

次に、駒崎委員の意見書でも提出していただいております障害児の障害者施策との関係の整理につきましては、厚生労働省内の関係部局ともよく相談をして整理をしていきたいと思っております。

次に、高橋委員から処遇改善加算について参考資料1の9ページ目の⑦のところで簡単に書いてあり、もう少し詳しく要件をというお話がございました。これは、前回御説明した資料で、委員の皆さんにはこの閲覧用というファイルが配られている中に挟み込んであるクリップ留めの資料があるのですが、その資料の中を見ていただきたいと思っております。

○朝川保育課長 その中のクリップ留めの資料の最後のページを見ていただくと、階段状のグラフが載っているわけです。それで、まず職員の平均勤続年数などによって加算率を出すというところはこの階段状のところでございますが、すなわち薄いグレーの部分が、横軸が平均勤続年数ですので、各園の職員の平均勤続年数が例えば8年のところであれば8年のパーセント、10%を適用するというような形になっています。

あとは、キャリアアップの取り組みに応じた加算率というのは、この図でいくと③のところのキャリアパス要件で、キャリアパス要件の内容は上の字に書いてありますけれども、役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定、資質向上のための計画を策定して研修を実施していただく。そういうような要件でございますけれども、これを満たしていない場合は1%、賃金改善要件分の加算率を減ずるといような内容でございます。

次に、溜川委員から子育て支援員について、今後その保育士等へのステップアップが図られるよう調整を検討してほしいという御意見だったと思いますけれども、まずこの子育て分野に担い手として入ってきていただく、その裾野を広げていくという意味で、子育て支援員の研修を受けていただくことは非常に有意義なことだと思っています。その上で、保育士になっていく。だんだんキャリアアップをし、保育士にもなってもらい、さらにはその上を目指していただくということも含めて、キャリアアップをしていくということも大事だと思っています。

したがって、支援員になっていただいた多くの方が、またさらに保育士を目指して、ここはルートが2つあって養成校ルートと試験ルートとあるわけですが、それぞれチャレンジをしていただくということも期待をしたいと思います。そこの接続のところは、それぞれ養成の考え方が専門的にございますので、今後、検討課題としてよく考えていきたいと思っています。

それと、認定こども園の所長の単価について、これも前回お配りした資料で466万円という保育所運営費の単価の所長のところを示している話と、今回お示ししたところで数字が合うのだろうかという御質問だったと思います。

まず、認定こども園で施設長さんのところは1号と2、3号で、その経費を半分に割った上で単価設定をしていますので、1号のところに乗っている単価と2、3号に乗っている単価を最後に足し合わせないと1人分の所長の単価になりませんので、そういう計算をしていただくと大体同じ水準の数字が出てくると思います。

微妙に違ってくる要因としては、前回お配りした資料は地域手当については全国平均値を使っていたりしますので、今日お示ししている資料とぴったり一致しない要素はありますけれども、同じ内容になっていますので、もしなお何か御疑問があれば直接御照会いただければと思います。以上です。

○淵上幼児教育課長 文部科学省幼児教育課でございます。

北條委員から何点か御質問がございました。お時間の関係もございまして、ポイントを絞って御説明をさせていただきたいと思っています。

まず、公立施設についての公定価格についての考え方でございますが、今年の6月のこの会議でもいろいろやりとりはあったというふうに承知をしています。その際、やはり国がお示しをする公定価格は唯一、一本のものであるということでございますけれども、公立の公定価格を考えるのは市町村でございます。それを考える際には、唯一のものとしてしかるべく検討していく。

○北條委員 公立の公定価格でいいのですか。

○淵上幼児教育課長 公立の公定価格を考えるのは市町村でございます。それで、それを考える際に唯一のものとしてしかるべく検討していただくということで御説明させていただいているというふうに承知をしております。それで、これを踏まえた形で今回このようにお示しをさせていただいているところでございまして、御理解をいただければと思います。

それから、いただいております1番の「子ども・子育て支援新制度の理念」のことでございますけれども、これにつきましては昨年1月のこの会議で保育の必要性の認定に関する基準案の取りまとめに当たっての附帯意見というものをまとめいただいております。これを私ども3府省の通知で各自治体に周知をしているところでございますけれども、引き続きこの附帯意見の内容の徹底、周知を図ってまいりたいと思います。

それから、2番の「教育」「学校教育」「保育」についてでございます。今回の法令では、保育は養護と学校教育以外の教育を合わせて行うというふうに定義をしております。これは今回明確になっている部分かと思えます。

また、幼稚園の教育標準時間は4時間ということでございますけれども、各園の実態に応じて4時間であったり、5時間であったり、6時間であったりというふうな実際の教育時間があるかと思えます。これはあくまでも学校教育、その6時間であってもそれ全体が学校教育として観念されておまして、今回の教育としての新制度の給付の対象になってくるということでございます。

それから、3番と7番の件でございます。先ほど申し上げましたように、公立については国の公定価格の基準などを踏まえてそれぞれの市町村で決めていただくということになるわけですが、その際、やはりこれまでもFAQなどでお示しをしておりますが、公立施設の役割、意義、あるいは公私間、あるいは幼稚園と保育所のバランス、こういったものを踏まえて各自治体が子ども・子育て会議、あるいは地方議会などでの民主的な議論の中で御判断をいただきたいということでお願いをしてきているところでございます。今後とも、その総合的なバランスなどを踏まえた運用というものをお願いしてまいりたいと思っております。

4番の「子ども」と「こども」で、「子ども」は一般的に法令で使う場合にはこの漢字入りの表現を使っておりますけれども、「こどもの日」は平仮名でございます。それで、今回認定こども園の名称を定めるに当たりまして、「こどもの日」と同じように親しみを込めて使うということで、認定こども園については平仮名表記にしているところでございます。

また、幼保連携型認定こども園は学校教育法第1条に定める学校ではございませんけれども、教育基本法第6条で法律に定める学校というふうに位置づけているところでございます。

また、接続型のお話でございます。今回、認定こども園の定員設定に当たりましては3

歳、2号の定員を設定することを前提に検討をしているところでございますけれども、これは0～2歳の3号のお子さんが3歳に上がったときに、その保護者の方が2号を選択した場合、2号の定員がないと転園をせざるを得ないという状況になってしまいますので、もともと保護者の就労状況などにかかわらず子どもを一貫して育てるという認定こども園の趣旨にかんがみて、2号の設定を前提としているということでございます。御理解をいただければと思います。

それから、5番は先ほど長田参事官から申し上げたとおりでございます。

最後に、8番でございます。「認定こども園の返上問題」ということでございます。さまざまな事情があるかと思えます。今回、この会議でもいろいろ御議論いただきまして調整課題も解決をしていただきました。また、全体としては5,000億超の質改善が実行できるということになっております。

それでも、なかなか減収になってしまうというところには、我々のほうとしてはまず都道府県でもどのような支援ができるかというふうなことをお願いしてきているところがございます。私どもと都道府県と一体となって、具体的にどのような支援ができるのかというのを個別、個別のケースに応じて検討をしてきているところがございます。今後ともどういうふうな支援ができるか、各都道府県とも御相談しながら引き続き検討をしてまいりたいと考えているところがございます。

私からは、以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

いろいろな質疑ございましたけれども、今日のメインの議題は公定価格であります。この公定価格につきましては、既に今日、御説明がありましたけれども、昨年5月に公定価格の仮単価をお示ししてきました。その上で委員の皆様方、また関係事業者の方々からさまざまな御意見を頂戴し、その調整ということを政府におかれては御努力いただきました。さらに、来年度予算におきましては、質の改善事項全てを実現するという形での予算措置というのも講じられたわけでございます。

そういうことで、もう一度繰り返せば、この公定価格の今日お示しした単価の基本というのは、平成27年度の政府予算案、これは当然ながら来年度ですので基本枠でありますけれども、さかのぼれば私どものこの子ども・子育て会議で確認した方針というものに基づいて算定してきたわけでありまして、今日お示ししたところも、いふなれば事務局として新たな原則、ルールを入れたということではなくて、従来確認されてきたやり方のもとで客観的に算出したということかと思えます。

そういう意味で、いろいろな御要望等をいただきましたけれども、もちろんすぐに直せるところについて直すということはあるといたしましても、基本的には今日の公定価格の案ということで御理解いただければと思っております。

では、どうぞ。

○北條委員 申し訳ありません。資料1-1と1-2で、公立施設に関する先ほどの指摘

した部分ですけれども、これは従来から説明したことと同じではないです。今日、はじめて出てきたことですので、この点について、私は撤回を求めています。この撤回がされないのであれば、取りまとめには反対せざるを得ないということを議事録に残していただきたいと思います。

○無藤会長 では、今の点をもう一度お願いします。

○淵上幼児教育課長 先ほども御報告申し上げましたけれども、今年の6月30日の議事録を見ますと、当時の幼児教育課長からこういうふうに発言をしています。

「公立について定めるという意図を持って作成したものではないということでありすが、座長がおっしゃいますように唯一の公定価格であります。公立の公定価格を考えるのは市町村でございますけれども、それを考える際には唯一のものとしてしかるべき検討をしていただく必要があるだろうと思っております。」

この説明を受けて、会長のほうで「よろしいでしょうか」。それで、北條委員のほうで「結構です」というふうな議事録が残っているところでございます。

○北條委員 ということであれば、公立施設の公定価格については法第27条第3項の規定は適用しないということでもいいわけですね。

○長田参事官 そこは適用した上で、内閣総理大臣の定める内容として市町村等が定めるということの内閣総理大臣告示として定めるということでございます。

○北條委員 そんなことは初めて聞きました。そんなことは、今日初めて聞きました。

○長田参事官 ですから、その点については先ほど淵上課長が申し上げましたとおり6月の会議で、公立については市町村が定めるという考え方をお示しさせていただいたということです。

○北條委員 ですから、今日の資料1-1の最後のところ、これを内閣総理大臣告示でやるというのは初めてです。

○長田参事官 公定価格の基準については内閣総理大臣が定めるというのは、これは法律で書かれている事項でございます。その具体的内容として、市町村等が定めるということを示させていただいたということでございます。

○北條委員 それは詭弁ですよ。内閣総理大臣が定めると言っておいて、実際には市町村が定めるなんておかしいですよ。どこにそんな法律があるのですか。了解できません。

○無藤会長 私は法律の専門家ではないのでよくわからない部分がありますけれども、基本的には内閣総理大臣が、各市町村が公立について定めたものを認めると理解してよろしいですか。そういう意味であれば。

○北條委員 法律には、そんなふうには書いていないですよ。27条第3項には。

もう時間が過ぎていきますから、了解しないということで議事録に記載をお願いいたします。

○無藤会長 私、会長としても、また事務局としても十分御説明をして、今の点については先ほどのような考えでいるということでございます。個別にももちろんいろいろな御要望、

御意見があることは十分理解してございます。

もう一度、先ほどのお話に戻りますけれども、公定価格そのものでありますが、公定価格の単価自体はそのようなことで、昨年5月の仮単価を基本としながらそれに新しい予算、その他の事情を勘案して、基本的には少し上げる方向でありますけれども、その原則そのものは既に御了解いただいたところで行ったということでもあります。

そういうことで、この公定価格の中身自体はすぐに大きく直すというものではないというふうに考えられますので、さまざまな御要望、御意見を十分私どもとしては把握し、また今後の検討課題というふうに考えておりますけれども、その上で今日の公定価格を示したものに付きましては基本的には御了承いただきたいと申し上げたいと存じます。

○北條委員　そういう形で取りまとめをされては困ります。この部分についてはどうしても了解できませんので、議事録にしっかり残してください。

○無藤会長　その点については、北條委員が今、発言されたわけですから、議事録としてももちろん残します。その上で、私が今、申し上げているのは、この会議全体としては公定価格というものを御了承いただくということによろしいかと、こういう判断であります。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○無藤会長　そういうことで、今日の議事は終了させていただきます。

次回の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○長田参事官　長時間にわたりまして、本日もありがとうございました。

本日の公定価格の提示をもちまして、当然ながら施行状況を踏まえた今後の検討をお願いをするということはもちろんございますけれども、少なくとも施行に向けて会議に具体的にお諮りをすべき内容としては本日の内容で一区切りというふうに考えております。

その上でということもございますけれども、次回の日程につきましては3月19日の10時からということをお願いできればと思っております。詳細につきましては、また改めて御連絡を差し上げたいと思います。

○無藤会長　ありがとうございました。

それでは、「第22回子ども・子育て会議、第26回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を終了いたします。お疲れ様でございました。

～ 以上 ～